

F-3 プログラム管理者の定めるウェブサイトにおける公開情報 ¹⁸			
情報提供項目		記述欄	該当箇所
(1) 全般	取組名称	豊田合成レポート2020発行にともなう原材料調達段階から廃棄リサイクル段階(使用維持管理段階は除く)のカーボン・オフセット	表紙
	認証取得者名	豊田合成株式会社	A-1
	取組の概要 A-6項目にある一覧表も添付すること。	豊田合成株式会社の2019年度の事業全般活動について、社内外に広報することを目的に利害関係者に向けたレポートを発行する。このレポートは、豊田合成株式会社の取引先を含めた利害関係者に配付される。配付方法は基本的に豊田合成株式会社社員によって、展示会や取引先訪問時に手渡し配付される。 レポートの原材料調達や生産(印刷)だけではなく、その後の輸送、配付、廃棄に渡る一連活動にかかる取り組みである。	A-6
	適用したカーボン・オフセット第三者認証基準のバージョン	Ver1.1	A-6
	認証有効期間	2020年8月1日から2021年7月31日まで	A-7
	オフセット主体 ^{*1}	豊田合成株式会社	A-8
	オフセットラベルの用途	配布物に印刷、HPへの掲載	F-2
(2) 排出量の認識	認証対象活動	豊田合成レポート2020発行にともなう原材料調達段階から廃棄リサイクル段階(使用維持管理段階は除く)	B-1
	認証対象取組内の温室効果ガス排出活動	当該レポートのライフサイクル全般にかかる以下の活動の排出源とする ・原材料調達段階による原材料製造、輸送に伴うCO2 ・生産段階による電力、輸送、廃棄に伴うCO2 ・流通段階による輸送、廃棄(廃ストレッチフィルム、廃クラフト紙)、リサイクル(廃クラフト紙)に伴うCO2 ・廃棄、リサイクル段階による輸送、焼却、リサイクルに伴うCO2	B-1
	算定対象範囲	当該レポートのライフサイクル全般の以下の活動に伴う範囲を算定対象としている ・原材料調達段階による原材料製造、輸送に伴うCO2 ・生産段階による電力、輸送、廃棄に伴うCO2 ・流通段階による輸送、廃棄(廃ストレッチフィルム、廃クラフト紙)、リサイクル(廃クラフト紙)に伴うCO2 ・廃棄、リサイクル段階による輸送、焼却、リサイクルに	B-2

¹⁸ F-3の全ての情報は、プログラム管理者の定めるウェブサイト(URL: <https://www.jcos.co/>)にて公開されますので、公開可能な情報のみを記入してください。

		伴うCO2		
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書名等）	「一冊あたりのライフ全体における活動量×カーボンフットプリントプログラム原単位）×印刷部数」	B-3 B-4	
	算定排出量	4,060kg-CO ₂	B-5 D-1	
(3) 排出削減	認証対象取組内の温室効果ガス排出削減の取組	レポート印刷を依頼する印刷会社において印刷機械の省エネ活動を行っている。 （デマンドコントロール管理実施、印刷機械の消費電力量抑制するための運転変更、印刷周辺機器のインバータ化などの省エネ化改造）	C-1	
	消費者等又は寄付参加者への削減を促す取組※2		C-2	
	認証対象取組外の温室効果ガス排出削減の取組	ISO14001認証取得	C-3	
(4) 埋め合わせ	無効化量、又は算定排出量に対するオフセット比率	123.2%	D-2 D-3	
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類	J-クレジット	D-4	
	クレジットのプロジェクト名（プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）	株式会社トーカイにおけるボイラ更新による省エネ事業	D-4	
	クレジットのプロジェクトタイプ（風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）		D-4	
	クレジットの無効化（予定）日・無効化方法	2020年 6月 29日	D-5	
(5) その他必要事項 ※3	製品・サービス、又は会議・イベントのチケット等の販売価格	広報宣伝物として、無料で配付するため販売価格は設定されていない	—	
	消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無	無	—	
	その他支払いに関する事項（申込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）	無	—	
	販売事業者情報	販売事業者名	無	—
		運営統括責任者名	無	—
連絡先（所在地、電話番号、e-mail）		無	—	
ウェブサイトリンク先		無	—	

- ※1 複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること（ダブルカウント）を防止するため、オフセット主体ごとに帰属するオフセット量を明確にすること。
- ※2 クレジット付きオフセット認証における消費者等及び寄付型オフセット認証における参加者等に対して、温室効果ガス排出削減を促す取組を行うこと。
- ※3 景品表示法、特定商取引法及び消費者契約法の対象となるものについては必須（例えば、インターネット等の通信販売や店頭販売を行う場合）。